

# 令和4年 博多祇園山笠行事 新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドライン

## — 山笠に参加する者の心得 —

- 参加者は必ずワクチン接種又は検査（PCR検査、抗原定性検査）を行うこと。  
※現在、「ワクチン・検査パッケージ制度」は、停止中のため、今後の国の方針を踏まえた対応を行う。
- 手指消毒を徹底すること。
- マスクを常に着用すること。（ただし、急性の呼吸器疾患防止の観点から、山笠を昇っている最中・お汐井取りの道中はこの限りではない。）
- 濃厚接触にならないよう、山笠につく者（昇き手・鼻取り・後押し）は、5分以内で交代すること。
- 長時間の会食を避けること。
- 参加する場合は、自身の自己責任、自己管理の元に参加すること。



博多祇園山笠振興会

令和4年6月1日版



## 目 次

基本方針	．．．．．	2 P
1 基本的な感染対策	．．．．．	3 P
2 博多祇園山笠行事の運営	．．．．．	3 P
3 参加者の健康管理	．．．．．	4 P
4 各行事における具体的なコロナ対策	．．．．．	5 P
5 参加者・従事者・見物人における具体的なコロナ対策	．．．	5 P
6 感染疑い・発生時の連絡先	．．．．．	6 P
◆参考資料等		
・濃厚接触者の定義（目安）	．．．．．	7 P
・感染リスクが高まる5つの場面		
・体調不良を感じ「感染したかも．．．」と思ったら	．．．．．	8 P
・参考ホームページ・資料等	．．．．．	9 P
◆添付資料		
・博多祇園山笠参加者リスト	．．．．．	別紙1
・健康チェックシート	．．．．．	別紙2
・健康チェックシート（記入例）		

## はじめに

本ガイドラインは、国や県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、博多祇園山笠行事の運営にあたり、新型コロナウイルス感染症予防の対策など留意すべき事項を取りまとめました。

ユネスコ無形文化遺産に登録（2016年11月30日）され、福岡・博多を代表する祭りである博多祇園山笠行事を現在のコロナ禍において、保存及び継承するためには、博多祇園山笠振興会をはじめとする山笠参加者及びその他山笠関係者、そして、市民や観光客の相互協力のもと、様々な重要課題を乗り越える必要があります。

今後は感染拡大防止のため“新たな生活様式”を踏まえた“博多祇園山笠”の運営となりますが、一致団結して感染予防対策にしっかりと取り組み、安心安全な博多祇園山笠行事の準備に取り組んでまいります。

## ～ 基本方針 ～

- **国・県からの要請や諮問委員会の提言等を基に、山笠催行の範囲を検討し、柔軟に対応する。**
  - ※可能な範囲で山笠行事を催行し、工夫を凝らした山笠運営を実施
  - ※福岡市民に親しまれる山笠行事を目指す
- **ワクチン・検査パッケージ制度を活用する。**
  - ※参加者は必ずワクチン接種又は検査を行う。
  - ※現在、「ワクチン・検査パッケージ制度」は、停止中のため、今後の国の方針を踏まえた対応を行う。
- **新しい生活様式に合わせた感染防止対策を実施する。**
- **見物人の感染リスクを抑える取り組みを実施する。**
- **水際対策を徹底する。**
  - ※山笠期間中の参加者の体調管理を徹底

## 1 基本的な感染対策

福岡県からの「催物の開催制限等の要請」に基づき、以下の項目を遵守する

### (1) 飛沫の抑制

マスク着用や大声を出さないこと（山笠の参加者は、詰所出発から詰所到着までの時間を除く）の徹底

※大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

### (2) 手洗、手指・詰所等消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・詰所等消毒の徹底

### (3) 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

### (4) 見物人間の密集回避

### (5) 飲食の制限

飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底

### (6) 参加者等の感染防止策

発熱（37.5℃以上）又は風邪等の症状を有する者（以下「有症状者」という。）は参加を控えるなど、日常からの参加者やスタッフ等の健康管理を徹底

## 2 博多祇園山笠行事の運営

### (1) 担当と役割

#### ① 博多祇園山笠振興会（以下「振興会」という。）

主に山笠運営に必要な手続きや関係機関との調整、各流との連絡調整を行う

#### ア 参加者の管理（総括）

感染者の発生やその他事故発生時における対応のため、山笠参加者について把握する。

#### イ 関係機関との調整及び博多祇園山笠の運営

山笠運営や安全対策に関する福岡県警との調整、及び感染症対策などに関する国や県との調整を行い、山笠催行の範囲などについて検討する。

#### ウ 関係機関への書類手続き

山笠運営に係る諸手続き等を行う。（道路使用許可など）

#### エ メディア関係への広報依頼

テレビ局などと情報発信について調整を行う。

#### オ その他

その他、色々な事例などが発生した場合において、実施内容や対応について県や市と協議・検討を行う。

## ② 一番山笠～十七番山笠

### 主に参加者の管理や山笠運営の準備を行う

ア 参加者の管理（昇き山笠は各町、飾り山笠は各流（以下「各町等」という。）で行う。）

(ア)参加者の管理（別紙1「博多祇園山笠参加者リスト」参照）

各町等で参加者リストを作成し保管する。

(イ)参加者の健康管理（別紙2「健康チェックシート」参照）

参加者の健康状態を把握するため、各町等でチェックシートを作成する。

なお、感染者が発生した場合は、直ちに、各町等の代表者が総務へ詳細について報告を行い、総務は、感染者の詳しい状況について、博多祇園山笠振興会事務局（以下「事務局」という。）へ報告する。

イ 博多祇園山笠の運営

山笠運営に関する諸手続きの書類作成・提出や参加者への連絡調整などを行い、山笠催行の範囲などについて検討する。

## (2) 山笠に参加する者の心得の遵守

### 山笠を運営するには、参加者一人一人の感染症マナーの徹底が不可欠である

参加者の規律の徹底については、各町等で厳格に対応すること。

## 3 参加者の健康管理

### 山笠参加者の徹底した健康管理を行う

(1) 博多祇園山笠参加者リスト（別紙1）

様式は、公式ホームページからダウンロードを行い、行事催行までに各町等で参加者リストを作成し保管すること。

(2) 健康チェックシート（別紙2）

様式は、公式ホームページからダウンロードを行い、行事催行までに各町等で参加者リストを作成し保管すること。

有症状者の疑いがある場合は、山笠参加の自粛対象とすること。

なお、連絡・確認手段については、メール等を活用する等の感染対策や効率化を図ること。参加者の健康状態の把握・確認方法については、各町等の事情に合わせて行うこと。

(3) 健康管理の期間

原則、山笠行事（準備期間を含む）の2週間前から山笠期間終了1週間後までを管理期間とすること。

(4) 報告義務（感染者が発生した場合）※P8参照

感染者が発生した場合、直ちに、総務へ詳細について報告を行い、総務は、感染者の詳しい状況について、事務局へ報告すること。

(5) 様式のダウンロードについて

博多祇園山笠公式ホームページよりダウンロードのこと。

【博多祇園山笠公式 HP】 <https://www.hakatayamakasa.com>



#### 4 各行事における具体的なコロナ対策

各町等の実状に合わせ、工夫を凝らした感染症対策

##### (1) 山小屋設置

- ① 消毒液を設置すること。
- ② 見物人の滞在時間を減らす（15分以上滞在させない）工夫をすること。  
※見物席を減らす・設置しないなど
- ③ 警備人員を最小限で調整すること。
- ④ 公開時間の設定について検討すること。
- ⑤ 見物人に感染対策の協力を促す広報（パネル・のぼり設置）等を実施すること。  
※振興会が準備する
- ⑥ コロナウイルス対策のため、山小屋（シート幕、柱部の内外）に抗菌・抗ウイルスコーティング施工を行うこと。  
※振興会が行う。

##### (2) 各行事・会議等

- ① 感染リスクを低下させる取り組みを実施すること。  
※三密対策、換気の徹底、長時間の会議開催を避けるなど
- ② 会議室の広さに合わせて人数を調整すること。
- ③ 長時間の会食を避ける工夫を行うこと。
- ④ 水際対策をしっかりと行うこと。  
※検温や健康チェックシートの記入など

#### 5 参加者・従事者・見物人における具体的なコロナ対策

##### (1) 参加者・従事者

###### — 山笠に参加する者の心得 —

- 参加者は必ずワクチン接種又は検査（PCR検査、抗原定性検査）を行うこと。  
※現在、「ワクチン・検査パッケージ制度」は、停止中のため、今後の国の方針を踏まえた対応を行う。
- 手指消毒を徹底すること。
- マスクを常に着用すること。（ただし、急性の呼吸器疾患防止の観点から、山笠を昇っている最中・お汐井取りの道中はこの限りではない。）
- 濃厚接触にならないよう、山笠につく者（昇き手・鼻取り・後押し）は、5分以内で交代すること。

###### ※濃厚接触者の定義

手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者

- 長時間の会食を避けること。
- 参加する場合は、自身の自己責任、自己管理の元に参加すること。

- ① 体調管理を徹底し、有症状者の疑いがある場合は、参加を自粛すること。
- ② 参加する場合は、自身の自己責任、自己管理の元に参加すること。

- ③ 必ずワクチン接種又は検査を行うこと  
※現在、「ワクチン・検査パッケージ制度」は、停止中のため、今後の国の方針を踏まえた対応を行う。
- ④ マスクを常に着用すること。(ただし、急性の呼吸器疾患防止の観点から、山笠を昇っている最中・お汐井取りの道中はこの限りではない。)
- ⑤ 濃厚接触にならないよう、山笠につく者(昇き手・鼻取り・後押し)は、5分以内で交代すること。
- ⑥ 12日の追い山ならし、15日の追い山笠の山列入り時刻を繰り下げる(12日は30分、15日は八番山笠を除き60分)ため、時間厳守を徹底すること。
- ⑦ クラスタ等が生じた場合は、12日の追い山ならし、15日の追い山笠は、承天寺までの短縮コースとするため、予め参加者への徹底を図ること。
- ⑧ 13日の集団山見せの際、山列待機中の山笠前の「各町手打ち」は、代表者10人以内とする。また、その他の昇き手は各町出発時刻を可能な限り繰り下げること。
- ⑨ 大声での会話や発声を行わないこと(詰所出発から詰所到着までの時間を除く)。
- ⑩ 持病があるなど重症化のリスクが高い者や生活都市圏外からの参加は控えるなど、自身の安全管理と感染リスクを低下させる意識を常に持つこと。
- ⑪ 距離を保ち、交流や接触等を控えること。
- ⑫ 道具の使い回しや飲み物の回し飲みは行わないこと。
- ⑬ 生活都市圏外や外国への旅行は控えること。
- ⑭ 博多祇園山笠参加者リスト(別紙1)を作成すること。
- ⑮ 他流間の交流は、できる限り避けること。  
※陣中見舞いなどを行わないなど
- ⑯ 詰所に山笠に参加する者の心得を掲示すること。
- ⑰ 振興会や各流、各町等が行う公式な直会以外に、法被を着用したまま行かないこと。
- ⑱ コロナウイルス対策のため、昇き山笠(昇き棒、鼻環)に抗菌・抗ウイルスコーティング施工を行うこと。  
※振興会が行う。
- ⑲ 中学生以下の者については、国の基準等を考慮した上で、保護者の責任において参加させるものとする。

## (2) 見物人

見物する場合は、自身の自己責任、自己管理の元に見物いただく。

- ① 昇き山笠行事の見物
  - ア テレビや配信映像で自宅での視聴を要請する。
  - イ 追い山笠に合わせた早朝の公共交通機関臨時便の運行見合せを要請する。
  - ウ 現地での見物については、国や県の指針に基づいた対策を徹底いただく。
- ② 山小屋に設置された昇き山笠・飾り山笠の見物
  - ア 見物人に感染対策の協力を促す広報(パネル・のぼり設置)等を行う。  
※振興会が準備する
  - イ コロナウイルス対策のため、山小屋(シート幕、柱部の内外)に抗菌・抗ウイルスコーティング施工を行う。  
※振興会が行う。

- ウ 見物人へ以下をお願いを行う。
- ・常にマスク着用。
  - ・山小屋周辺における飲食禁止。(水分補給は可)
  - ・見物人間の密集回避。
  - ・密集しての記念撮影禁止。

## 6 感染疑い・発生時の連絡先

- ・福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル（受診・相談センター）  
TEL 092-711-4126（24時間受付）
- ・外国人専用ダイヤル※20言語の通訳が可能  
TEL 092-687-5357

## 7 その他

本ガイドラインは、振興会が定めた基本的な取り扱いであり、これを踏まえて、各流で個別に取り扱いを定める。

## 濃厚接触者の定義（目安）

「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。）の感染可能期間において当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- 1 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 2 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 3 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- 4 その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※ 航空機内の場合については、国際線においては患者（確定例）の前後2列以内の列に搭乗していた者、国内線においては患者（確定例）の周囲2メートル内に搭乗していた者をそれぞれ原則とする。ただし、患者（確定例）が搭乗中に長時間マスクを着用していなかった場合や、発熱・咳嗽等の症状を呈していた場合、当該航空機内で多くの患者（確定例）が確認されている場合等は、これらを超えた範囲に搭乗していた者についても個々の状況から感染リスクを考慮し、必要に応じて濃厚接触者とする。

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領  
国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和3年11月29日版

## 感染リスクが高まる場面

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に居酒屋などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のほしご通では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



#### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



#### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



体調不良を感じ「感染したかも・・・」と思ったら

発熱 (37.5℃以上) 又は風邪等の症状がある。

各町の代表者へ報告します。  
(症状発症の2日前からの行動歴や  
症状など詳しく)

YES

学校・会社を休んで、外出を控えてください。  
数日間、自宅で安静・療養してください。  
(別紙：診療・検査ができる医療機関参照)  
かかりつけ医や身近な医療機関へ相談

診療・検査が  
できる

医療機関を受診

診療・検査が  
できない

かかりつけ医が  
診療・検査ができる医療機関を案内  
又は  
相談ダイヤルを案内

受診後・・・

各町の代表者へ検査結果を報告します。  
※医療関係者の指示に従うこと

陰性の場合

数日間、体調の様子を観る  
※医療関係者の指示に従うこと  
※各町の代表者に確認後、行事参加

陽性の場合

安静・療養 (10日間)  
※医療関係者の指示に従うこと  
※各町の代表者に確認後、行事参加を自粛

当番町 (総務) が状況を確認して事務局へ報告します。

相談する医療機関に迷った。  
とても不安だ、誰かに相談したいときは

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル (受診・相談センター) に連絡してください。

新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル (受診・相談センター)  
電話番号：092-711-4126 (受付時間：24時間対応)

## 【参考ホームページ・資料等】

### ○厚生労働庁

- ・新しい生活様式の実践例  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)
- ・新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の“いまについての11の知識（※2022.5.1掲載）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する検査について  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyoku.html>
- ・各都道府県における、相談・医療体制に関する情報や受診・相談センターの連絡先  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

### ○内閣官房

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html)  
（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針）  
（新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針）
- ・業種別ガイドライン（※2022.5.17掲載）  
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

### ○国立感染症研究所 感染症疫学センター

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2559-cfeir/10800-covid19-02.html>

### ○日本青年会議所

- ・祭り・イベント等開催に向けた 感染拡大防止ガイドライン  
<https://www.jaycee.or.jp/2021/guideline>

## ○福岡県

- ・ 新型コロナウイルス感染症ポータルページ  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>
- ・ 催物（イベント等）における感染防止対策の徹底  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>  
（特措法に基づく催物（イベント）の要請概要）  
（催物（イベント）の開催にあたって）
- ・ マスクの着用について  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mask.html>

## ○福岡市

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/health/kansen/nCorV.html>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症」と診断された方へ  
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19\\_01.html#hnk](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_01.html#hnk)

### 博多祇園山笠参加者リスト

◆各項目に記入をお願いします。

作成日 令和 年 月 日

【留意事項】

- ・一番山笠から八番山笠は町名を記入すること。
- ・行事催行までに各町で参加者リストを作成する。

番山笠 流  
 (町名) \_\_\_\_\_

代表者名 (町総代) \_\_\_\_\_

携帯番号 (町総代) \_\_\_\_\_

No	氏名 <small>(ふりがな)</small>	住所 <small>(建物名)</small>	携帯番号	生年月日			ワクチン接種・検査	
				年(西暦)	月	日	ワクチン	検査
1							/	/
2							/	/
3							/	/
4							/	/
5							/	/
6							/	/
7							/	/
8							/	/
9							/	/
10							/	/
11							/	/
12							/	/
13							/	/
14							/	/
15							/	/
16							/	/
17							/	/
18							/	/
19							/	/
20							/	/

※ワクチン接種は3回目の接種日を記入

※検査は陰性と判明した検査日を記入

**※現在、「ワクチン・検査パッケージ制度」は、停止中のため、今後の国の方針を踏まえた対応を行う。**



